

「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行」に関するQ&A

No.	Q	A
1	対象工事であれば、全ての工事で補正するのか。	受注者が補正を希望した場合に対象とします。
2	受注者が補正を希望する場合、いつまでに申し出ればよいのか。	施工計画書記載内容の確認時期（現場着手前）までとなります。
3	昼間及び夜間工事における日最高気温又は暑さ指数（WBGT）の判断基準となる適用時間はどの様に考えるのか。	施工計画書で定めた作業時間となります。ただし、地元との調整等やむを得ない理由により作業時間を変更した場合は、監督員と協議願います。
4	対象期間算定にあたり、休工日は対象期間に含むのか。	対象期間については、休工日を含めて算出してください。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含みません。
5	真夏日に作業を行ったかの確認方法はどのようにするのか。	作業日報や週間工程表など受注者が提供できる既存資料で確認します。
6	発注者への報告はいつ行うのか。	現場作業完了後（現場内の跡片付け含む）、速やかに報告してください。ただし、最終変更設計書作成開始までに現場作業が完了していない場合、対象期間の終期は最終変更設計書作成開始日までとなります。
7	熱中症対策に係る実施報告書の提出は必要となるのか。	本補正に対して行った対策の報告は不要です。
8	施工箇所が点在する工事の積算の場合、補正はどの様にするのか。	施工箇所ごとの対象期間、真夏日により真夏日率、補正値を算出します。
9	施工計画書に記載する項目は何か。	工事期間中の真夏日の計測方法及び計測結果の報告方法を記載する。ただし、具体的な熱中症対策に関する記載は必須としない。